

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | (根拠規定) 条例7条 | | | | | | | | | 非開示理由等 | 所管局部課等 | |
|-------|---------|---------|--|-----|------|------|-----|-----|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|--------|---|----------------|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | | | 9号 |
| 1 | R4.5.30 | R4.6.10 | (1) 平成30年度価格の審査申出のうち、固定資産評価審査委員会が最も早く収受した審査申出書、またその弁明書、決定書、理由書（申出書、弁明書に添付されている書類（別紙含む）は除く） (2) 平成30年度価格の審査申出のうち、最も早く却下となった審査申出書、またその決定書、理由書 | 20 | | 1 | | | | | | | | | | | | | (7条2号) 当該事項は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができること又は個人の所有する財産情報及び他の情報と照合することにより当該情報が特定されることから、審査申出人が個人である場合、これらを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。 (7条3号) 当該事項は、法人の所有する他の情報と照合することにより財産情報が特定されることから、審査申出人が法人である場合、これらを公にすることにより、法人の財産状況が明らかになり、事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 (7条4号) 特定の個人又は法人の印影は、公にすることにより印影が偽造されるなど、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第7条第4号に該当する。 (7条6号) 税務調査等において収集したこれらの情報は、公にすることにより、納税者からの信頼が損なわれ、税務調査において任意の協力を得ることができないなど、今後の課税徴収事務に支障をきたすおそれがあるため。 | 東京都固定資産評価審査委員会 |

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。